

四 半 期 報 告 書

第 6 期 第 2 四 半 期

自 平成22年 7 月 1 日

至 平成22年 9 月 30 日

株式会社三菱ケミカルホールディングス

(E00808)

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第6期第2四半期 四半期報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	3
3 【経営上の重要な契約等】	3
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	29
3 【役員の状況】	29
第5 【経理の状況】	30
1 【四半期連結財務諸表】	31
2 【その他】	51
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	52
第1 【保証会社情報】	52
1 【保証の対象となっている社債】	52
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】	52
3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】	52
第2 【保証会社以外の会社の情報】	52
第3 【指数等の情報】	52

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月11日

【四半期会計期間】 第6期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 小林 喜光
取締役社長

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経営管理室 青木 大造
グループマネジャー
総務室 藤原 謙
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経営管理室 青木 大造
グループマネジャー
総務室 藤原 謙
グループマネジャー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期 連結累計期間	第6期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間	第6期 第2四半期 連結会計期間	第5期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	1,145,807	1,564,658	596,106	788,494	2,515,079
経常損益 (百万円)	△4,551	106,388	12,603	46,615	58,990
四半期(当期)純損益 (百万円)	△2,567	43,976	14,192	19,519	12,833
純資産額 (百万円)	—	—	968,303	1,067,132	1,032,865
総資産額 (百万円)	—	—	2,744,121	3,297,869	3,355,097
1株当り純資産額 (円)	—	—	482.00	505.22	490.99
1株当り四半期(当期)純損益 (円)	△1.86	32.04	10.31	14.21	9.32
潜在株式調整後 1株当り四半期(当期)純利益 (円)	—	29.48	9.48	13.07	8.55
自己資本比率 (%)	—	—	24.1	21.0	20.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,093	144,078	—	—	116,073
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△92,518	△70,712	—	—	△327,006
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△32,203	△62,385	—	—	94,437
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	124,151	117,245	112,591
従業員数 (人)	—	—	46,314	54,111	53,907

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当り四半期(当期)純利益」は、第5期第2四半期連結累計期間については、潜在株式は存在するものの、1株当り四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間における当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業の内容に係る重要な変更は以下の通りであります。

エレクトロニクス・アプリケーションズセグメントにおいて、本年7月、連結子会社であるフューチャー・グラフィックス・イメージング社は、三菱化学イメージング社と合併したことに伴い、解散しました。

なお、本年10月、当社は、三菱レイヨン(株)との株式交換により、同社を当社の完全子会社としております。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、次の会社が重要な関係会社に該当しなくなりました。

(連結子会社)

平成22年3月31日現在

会社の名称	住所	資本金 (または出資金)	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
フューチャー・ グラフィックス・ イメージング社	アメリカ	US\$ 100	複写機関連資材 等の販売	% 100.0 (100.0)	

(注) 議決権の所有割合欄の()書は間接所有割合(内数)であります。

なお、本年10月、当社は、三菱レイヨン(株)との株式交換により、同社を当社の完全子会社としております。

本年10月1日現在における三菱レイヨン(株)の概要は以下の通りであります。

平成22年10月1日現在

会社の名称	住所	資本金 (または出資金)	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
三菱レイヨン(株)	東京都港区	百万円 53,229	化学製品の 製造、販売	% 100.0	イ 役員の兼任等 兼任 3名 ロ その他 同社に対する経営管理

(注) 1 特定子会社に該当しております。
2 有価証券報告書を提出しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	54,111 [4,951]
---------	-------------------

(注) 臨時従業員数は[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しており、派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	43
---------	----

(注) 1 当社従業員は、すべて三菱化学(株)、田辺三菱製薬(株)、三菱樹脂(株)及び三菱レイヨン(株)からの出向者であります。従業員数には執行役員1人が含まれております。
2 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、臨時従業員数の記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、また、受注生産形態をとらない製品も多く、セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産実績及び受注状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメント業績に関連付けて示しております。

(2) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメント毎に示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
エレクトロニクス・アプリケーションズ	36,578	—
デザインド・マテリアルズ	165,082	—
ヘルスケア	119,660	—
ケミカルズ	227,962	—
ポリマーズ	182,940	—
その他	56,272	—
合計	788,494	—

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 販売実績金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な販売先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次の通りであります。

外国との技術援助契約及び技術提携

技術導入関係

(三菱化学メディア㈱)

契約締結先	内容	契約締結日	有効期間	対価
(アメリカ) アライアンス・ ストレージ・ テクノロジー社	UDO規格の光ディスクに関する特許、商標及びノウハウの実施許諾	平成22年7月15日	平成21年1月3日から商業販売終了の日まで	ランニング・ロイヤルティー

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

イ 業績全般

当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）における日本経済は、急速な円高の進行、海外景気の下振れ等の懸念があるものの、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、また、アジア向けを中心に輸出が増加するなど、回復基調で推移しました。

当社グループの事業環境につきましては、機能商品分野及び素材分野においては、国内外の需要が回復しており、また、ヘルスケア分野においては医療費抑制基調が継続する中で需要が引き続き堅調に推移するなど、概ね良好でありました。

このような状況下、当社グループの当第2四半期連結会計期間の売上高は、機能商品分野及び素材分野における需要の回復及び販売価格の上昇に加え、本年3月に三菱レイヨン(株)を連結子会社としたこと等により、7,884億円（前年同四半期会計期間比1,923億円増）となりました。利益面では、営業利益は505億円（同378億円増）、経常利益は466億円（同340億円増）、四半期純利益は195億円（同53億円増）となりました。

また、当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）における当社グループの売上高は1兆5,646億円（前年同四半期累計期間比4,188億円増）となり、営業利益は1,113億円（同1,093億円増）、経常利益は1,063億円（同1,109億円増）、四半期純利益は439億円（同465億円増）となりました。

ロ 各セグメントの業績

(イ) エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント（記録材料、電子関連製品、情報機材）

記録材料は、DVDの販売数量の減少及び販売価格の低下により、売上げは大幅に減少しました。電子関連製品は、ディスプレイ材料の販売数量の増加等により、売上げは増加しました。情報機材は、O P C及びトナーの販売数量の増加等により、前年同四半期並みの売上げを確保しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は365億円（前年同四半期会計期間比40億円減）となりましたが、営業利益は、O P C及びトナーの販売数量の増加等により、3億円（同16億円増）となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は805億円（前年同四半期累計期間比20億円増）となり、営業利益は32億円（同57億円増）となりました。

(ロ) デザインド・マテリアルズセグメント（食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材、無機化学品、化学繊維）

食品機能材は、順調に推移しました。電池材料は、ノート型パソコン向けの販売数量の増加により、また、精密化学品は、販売数量の増加により、それぞれ前年同四半期並みの売上げを確保しました。樹脂加工品は、昨年9月に日本合成化学工業㈱及びクオドラント社を連結子会社としたこと並びにポリエステルフィルムの販売数量の大幅な増加により、複合材のうち炭素繊維等の産業資材は、本年3月に三菱レイヨン㈱を連結子会社としたこと及び需要の回復により、それぞれ売上げは大幅に増加しました。無機化学品は、販売数量の増加により、売上げは大幅に増加しました。また、三菱レイヨン㈱の連結子会社化により、化学繊維の売上げを計上しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は1,650億円（前年同四半期会計期間比702億円増）となり、営業利益は109億円（同66億円増）となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は3,268億円（前年同四半期累計期間比1,457億円増）となり、営業利益は208億円（同179億円増）となりました。

(ハ) ヘルスケアセグメント（医薬品、診断製品、臨床検査）

医薬品は、本年4月の薬価改定の影響があったものの、抗ヒトTNF α モノクローナル抗体製剤「レミケード」の販売量が前年同四半期を大きく上回ったほか、脳保護剤「ラジカット」、選択的 β 1遮断剤「メインテート」、アレルギー性疾患治療剤「タリオン」などの販売が順調に推移しました。また、ワクチンやジェネリック医薬品も売上げは増加しました。診断製品及び臨床検査は、順調に推移しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は1,196億円（前年同四半期会計期間比33億円減）となりましたが、研究開発費の減少等により、営業利益は156億円（同87億円増）となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は2,518億円（前年同四半期累計期間比21億円増）となり、営業利益は446億円（同127億円増）となりました。

(ニ) ケミカルズセグメント（基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品）

石油化学製品の基礎原料であるエチレンの生産量は、前年同四半期に比べ定期修理が小規模であったこと等により33万2千トンと前年同四半期を22.9%上回りました。基礎石化製品、化成品、合成繊維原料は、三菱レイヨン㈱を連結子会社としたことに加え、原料であるナフサの価格上昇に伴う製品価格の是正、需要の増加等により、売上げは大幅に増加しました。炭素製品のうちコークスは、原料炭価格に連動した販売価格の上昇により、売上げは大幅に増加しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は2,279億円（前年同四半期会計期間比304億円増）となり、営業利益は、原料と製品の価格差の改善、在庫評価損益の改善、三菱レイヨン㈱の連結子会社化等により、98億円（同93億円増）となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は4,352億円（前年同四半期累計期間比634億円増）となり、営業利益は218億円（同244億円増）となりました。

(ホ) ポリマーズセグメント（合成樹脂）

合成樹脂は、三菱レイヨン(株)を連結子会社としたことに加え、原燃料価格の上昇に伴う販売価格の是正、需要の増加等により、売上げは大幅に増加しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は1,829億円（前年同四半期会計期間比806億円増）となり、営業利益は、三菱レイヨン(株)の連結子会社化に加え、原料と製品の価格差の改善、原燃料価格の上昇に伴う在庫評価損益の改善等により、148億円（同129億円増）となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は3,627億円（前年同四半期累計期間比1,683億円増）となり、営業利益は242億円（同507億円増）となりました。

(ヘ) その他（エンジニアリング、運送及び倉庫業他）

エンジニアリング部門は、減販により売上げは大幅に減少しました。物流部門は、外部受注の増加により、売上げは増加しました。また、三菱レイヨン(株)を連結子会社としたことにより、情報システムなど上記以外の部門の売上げが大幅に増加しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は562億円（前年同四半期会計期間比184億円増）となりましたが、営業利益は、エンジニアリング部門での減販等により、9億円（同13億円減）となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は1,074億円（前年同四半期累計期間比370億円増）となりましたが、エンジニアリング部門での減販等により、営業利益は5億円（同20億円減）となりました。

- (注) 1 当社グループの事業は、従来、事業の種類別セグメントの区分に従って開示してきましたが、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）が適用されたことから、第1四半期連結会計期間から、報告セグメントの区分に従って開示することとなりました。開示区分となる各セグメントの名称に変更はありませんが、上記基準等の適用にあわせて事業の括り直しを行いました。新たな開示区分である報告セグメントの概要は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 セグメント情報等」に記載の通りであります。
- 2 各セグメントの前年第2四半期との比較につきましては、前年第2四半期の数値を新しいセグメントの区分に応じて再計算した上で算出しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間においては、税金等調整前四半期純利益396億円及び減価償却費の計上等により、684億円の収入となりました。

前年同四半期（142億円の収入）と比較すると、税金等調整前四半期純利益及び減価償却費の増加等により、541億円の収入の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間においては、設備投資による支出、手元資金の運用による有価証券及び投資有価証券の取得等により、510億円の支出となりました。

前年同四半期（285億円の支出）と比較すると、有価証券及び投資有価証券による手元資金の運用残高が増加したこと等により、224億円の支出の増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間においては、有利子負債の減少等により、79億円の支出となりました。

前年同四半期（228億円の支出）と比較すると、148億円の支出の減少となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間のフリー・キャッシュ・フロー(営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フロー)は173億円の収入となり、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は1,172億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は329億円であります。

(5) 経営成績

「第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 業績の状況」に記載の通りであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 財政政策

当社グループは、中期経営計画「APTSIS 10」のもと、現下の厳しい事業環境に鑑み、「大収縮に即応し、構造改革、創造・飛躍を加速する」をコンセプトに、営業利益及びROA（総資産税前利益率）を重点経営指標としております。

当社グループの運転資金及び設備資金については、内部資金又は借入金、コマーシャル・ペーパー、社債、新株予約権付社債により調達しております。また、グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

② キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

③ 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、円高の進行に伴い在外連結子会社の資産の円貨換算額が減少したこと、また、保有株式の時価下落に伴い投資有価証券が減少したこと等により、3兆2,978億円（前期末比572億円減）となりました。

当第2四半期連結会計期間末の負債は、主に有利子負債の減少により、2兆2,307億円（前連結会計年度末比914億円減）となりました。

なお、当第2四半期連結会計期間末の有利子負債残高は1兆3,843億円（前連結会計年度末比697億円減）であります。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は1兆671億円（前連結会計年度末比342億円増）となりました。この主な要因は、保有株式の時価下落に伴いその他有価証券評価差額金が115億円減少した一方で、当第2四半期連結累計期間における四半期純利益439億円の計上に伴い利益剰余金が増加したことであります。

なお、当第2四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末と比べて1.0%増加し、21.0%となりました。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 設備の新設・拡充の計画

当第2四半期連結会計期間末において、前四半期連結会計期間末における設備の新設・拡充の計画に重要な変更はありません。

② 設備の除却・売却の計画

当第2四半期連結会計期間末において、前四半期連結会計期間末における設備の除却・売却の計画に重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,506,288,107	同左	東京、大阪 (以上各市場第一部)	単元株式数は500株 であります。
計	1,506,288,107	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 株式移転によりその義務を三菱化学㈱から承継した新株予約権

三菱化学㈱が、平成17年6月14日開催の同社取締役会決議及び同年6月28日開催の同社株主総会決議に基づいて同社の取締役及び使用人に対して発行した新株予約権のうち、三菱化学㈱と三菱ウェルファーマ㈱(現 田辺三菱製薬㈱)が株式移転により当社を設立した日(平成17年10月3日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務は、三菱化学㈱から当社が承継しております。

当社が同社から承継した新株予約権の内容は以下の通りであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,947個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	197,350株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年6月28日から平成38年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額 1株当り1円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

三菱化学㈱を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に関する義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社(以下「完全親会社」といいます。)に承継させるものとします。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、三菱化学㈱株主総会において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある三菱化学㈱と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とします。
- (2) 各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、付与株式数を調整します。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
承継後の行使価額は、承継前の行使価額と同じ方法により算出します。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとします。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
承継前の新株予約権の行使の条件並びに消却事由及び消却の条件に準じて決定することといたします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

② 当社取締役に対する新株予約権

当社は、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。なお、平成22年3月期については、平成21年3月期連結業績の大幅な悪化に伴い、当社取締役に対して交付した新株予約権はありませんでした。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	646個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,300株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月14日から平成38年12月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成37年12月12日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月13日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとします。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記注3の記載内容に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要することとします。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	794個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月13日から平成39年12月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	653個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,650株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月11日から平成40年9月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成39年9月9日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月10日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ニ 平成22年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	894個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年9月15日から平成42年9月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成41年9月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成41年9月14日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

③ 当社執行役員等に対する新株予約権

当社は、当社執行役員及び退任取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

イ 平成22年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	410個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,500株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年9月15日から平成42年9月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成41年9月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成41年9月14日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

④ 三菱化学㈱に対する新株予約権

当社は、三菱化学㈱に対し新株予約権を発行しております。なお、三菱化学㈱は、当社から割当てを受けた新株予約権のすべてを、同社の取締役及び執行役員(退任取締役及び退任執行役員を含みます。)に対し業績報酬として付与しております。なお、平成22年3月期については、平成21年3月期連結業績の大幅な悪化に伴い、三菱化学㈱に対して交付した新株予約権はありませんでした。

イ 平成18年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,627個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	181,350株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月16日から平成38年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年12月14日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月15日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,597個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	229,850株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月15日から平成39年12月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月14日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,170個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208,500株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月13日から平成40年9月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成39年9月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ニ 平成22年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,889個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144,450株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年9月16日から平成42年9月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成41年9月14日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成41年9月15日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

⑤ 新株予約権付社債

当社は、平成19年10月4日開催の取締役会決議により、ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成23年10月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。)は、当初、1,207円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した金額とするものとします。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

5 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。

7 代用払込みに関する事項

該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、(i)その時点において法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含みます。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとします。かかる本新株予約権付社債の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編成行為にかかる効力発生日に有効となるものとします。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編成行為にかかる効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとします。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編成行為の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとします。

上記において、「組織再編成行為」とは、①当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除きます。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限るものとします。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限るものとします。)、又は(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。以下同じ。)の承認決議がなされた場合、又は②その他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続について、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認決議がなされた場合を意味するものとします。

また、「承継会社等」とは、合併の後存続又は設立される会社、当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編成行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とします。

承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとします。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従うものとします。なお、転換価額は上記注3(3)と同様な調整に服するものとします。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めるものとします。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにするものとします。
- (ii) その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めるものとします。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
 当該組織再編成行為の効力発生日又は上記に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
 上記注5に準じて決定するものとします。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
 下記注9に準じて決定するものとします。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
 当社は、満期償還日(平成23年10月21日)の76取引日前の日から52取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義します。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」といいます。)することができるものとします(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」といいます。)。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産(以下に定義します。)を交付します。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却します。
- 「取得日」とは、取得通知日の31取引日後の日をいいます。但し、以下に定義する決定日から取得通知日の31取引日後の日(ともに同日を含みます。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分取得日は延期されるものとします。
- 「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債所持人の保有する本新株予約権付社債につき、株価算定期間の最終日(以下「決定日」といいます。)において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限ります。)、及び、(B)各本新株予約権付社債所持人の保有する本社債の額面総額から(A)の株式数に平均VWAPを乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限りま)に相当する現金をいいます。
- 「株価算定期間」とは、取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間をいいます。
- 「平均VWAP」とは、株価算定期間中のVWAP取引日(関連取引所が営業している日をいい、関連取引所によりVWAP(当社普通株式の売買高加重平均価格をいいます。以下同じ。)が発表されない日を含まない。)における関連取引所におけるVWAPの平均値をいいます。株価算定期間中に上記注3(3)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、平均VWAPも適宜調整されるものとします。

ロ 2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成25年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。)は、当初、1,177円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注4の記載内容と同一であります。
- 5 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。
- 7 代用払込みに関する事項
該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- 8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注8の記載内容と同一であります。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
当社は、満期償還日(平成25年10月22日)の77取引日前の日から53取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができるものとします。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産を交付するものとします。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却するものとします。なお、「取得日」、「交付財産」、「株価算定期間」及び「平均VWAP」については、前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注9の記載内容と同一であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日	—	1,506,288	—	50,000	—	12,500

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社信託口	東京都港区浜松町2-11-3	92,541	6.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1-8-11	74,950	4.97
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人)資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	64,388	4.27
武田薬品工業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町4-1-1	51,730	3.43
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	49,428	3.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	42,385	2.81
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	40,205	2.66
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社信託口9	東京都中央区晴海1-8-11	27,896	1.85
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社信託口4	東京都中央区晴海1-8-11	24,133	1.60
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人)日本マスタートラ スト信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5 (東京都港区浜松町2-11-3)	20,289	1.34
計	—	487,950	32.39

- (注) 1 上記のほか、当社が自己株式として129,612千株(出資比率8.60%)を保有しておりますが、当該株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。
- 2 上記には記載されておりませんが、平成22年9月30日現在、株式会社三菱東京UFJ銀行が退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「野村信託銀行株式会社退職給付信託・三菱東京UFJ銀行口」)が4,750千株(出資比率0.31%)あります。当該株式の議決権は、信託契約上、株式会社三菱東京UFJ銀行が留保しています。
- 3 上記には記載されておりませんが、平成22年9月30日現在、三菱UFJ信託銀行株式会社が退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「野村信託銀行株式会社退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口」)が3,395千株(出資比率0.22%)あります。当該株式の議決権は、信託契約上、三菱UFJ信託銀行株式会社が留保しています。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 129,612,500 (相互保有株式) 普通株式 449,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,362,894,500	2,725,789	—
単元未満株式	普通株式 13,332,107	—	—
発行済株式総数	1,506,288,107	—	—
総株主の議決権	—	2,725,789	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式24株及び相互保有株式467株(三菱化学株式会社150株、三菱ウェルファーマ株式会社317株)が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ23,500株(議決権47個)及び80株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱ケミカルホールディングス (相互保有株式)	東京都港区芝4-14-1	129,612,500	—	129,612,500	8.60
三菱化学株式会社	東京都港区芝4-14-1	1,500	—	1,500	0.00
三菱ウェルファーマ株式会社	大阪府大阪市中央区平野町2-6-9	2,500	—	2,500	0.00
川崎化成工業株式会社	神奈川県川崎市川崎区駅前本町12-1	445,000	—	445,000	0.02
計	—	130,061,500	—	130,061,500	8.63

(注) 1 三菱化学株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式1,650株の一部であります。なお、この1,650株は、上記「(7) 議決権の状況 ① 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ1,500株及び150株含まれております。

2 三菱ウェルファーマ株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式2,817株の一部であります。なお、この2,817株は、上記「(7) 議決権の状況 ① 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ2,500株及び317株含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	509	506	476	467	467	449
最低(円)	457	412	408	407	397	396

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	103,154	119,114
受取手形及び売掛金	※4 581,768	※4 595,661
有価証券	96,568	59,737
商品及び製品	292,341	296,575
仕掛品	32,506	24,880
原材料及び貯蔵品	153,066	153,277
その他	108,975	122,677
貸倒引当金	△2,491	△2,786
流動資産合計	1,365,887	1,369,135
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	296,461	301,848
機械装置及び運搬具（純額）	466,108	456,385
土地	265,277	267,387
その他（純額）	99,437	141,453
有形固定資産合計	※1 1,127,283	※1 1,167,073
無形固定資産		
のれん	165,961	171,699
その他	43,741	42,646
無形固定資産合計	209,702	214,345
投資その他の資産		
投資有価証券	366,056	388,534
その他	232,075	219,295
貸倒引当金	△3,134	△3,285
投資その他の資産合計	594,997	604,544
固定資産合計	1,931,982	1,985,962
資産合計	3,297,869	3,355,097

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	382,286	370,846
短期借入金	287,605	367,010
未払法人税等	23,476	20,933
賞与引当金	35,128	35,570
その他の引当金	11,340	10,892
その他	300,244	369,191
流動負債合計	1,040,079	1,174,442
固定負債		
社債	165,000	185,000
新株予約権付社債	140,092	140,136
長期借入金	671,670	606,980
退職給付引当金	131,169	134,743
訴訟損失等引当金	13,021	16,521
その他の引当金	16,570	18,938
その他	53,136	45,472
固定負債合計	1,190,658	1,147,790
負債合計	2,230,737	2,322,232
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	303,440	303,279
利益剰余金	419,242	379,354
自己株式	△37,769	△38,768
株主資本合計	734,913	693,865
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	190	11,756
繰延ヘッジ損益	△1,102	△132
土地再評価差額金	1,426	1,426
為替換算調整勘定	△37,068	△30,123
在外子会社の年金債務調整額	△3,734	△3,218
評価・換算差額等合計	△40,288	△20,291
新株予約権	700	653
少数株主持分	371,807	358,638
純資産合計	1,067,132	1,032,865
負債純資産合計	3,297,869	3,355,097

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,145,807	1,564,658
売上原価	905,307	1,178,759
売上総利益	240,500	385,899
販売費及び一般管理費		
販売費	49,450	64,320
一般管理費	※1 188,979	※1 210,186
販売費及び一般管理費合計	238,429	274,506
営業利益	2,071	111,393
営業外収益		
受取利息	1,294	1,178
受取配当金	2,216	2,338
持分法による投資利益	3,084	6,188
デリバティブ評価益	—	2,323
その他	4,806	4,622
営業外収益合計	11,400	16,649
営業外費用		
支払利息	6,669	8,269
為替差損	569	5,899
その他	10,784	7,486
営業外費用合計	18,022	21,654
経常利益又は経常損失(△)	△4,551	106,388
特別利益		
投資有価証券売却益	—	1,371
事業譲渡益	—	1,077
負ののれん発生益	※2 13,615	—
段階取得に係る差益	※3 6,564	—
その他	6,413	1,071
特別利益合計	26,592	3,519
特別損失		
投資有価証券評価損	—	5,926
関係会社整理損	12,557	—
その他	11,553	10,092
特別損失合計	24,110	16,018
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△2,069	93,889
法人税、住民税及び事業税	14,476	22,671
法人税等調整額	△19,294	5,285
法人税等合計	△4,818	27,956
少数株主損益調整前四半期純利益	2,749	65,933
少数株主利益	5,316	21,957
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,567	43,976

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	596,106	788,494
売上原価	456,270	597,109
売上総利益	139,836	191,385
販売費及び一般管理費		
販売費	25,583	32,666
一般管理費	※1 101,577	※1 108,164
販売費及び一般管理費合計	127,160	140,830
営業利益	12,676	50,555
営業外収益		
受取利息	538	464
受取配当金	560	293
持分法による投資利益	1,999	2,139
デリバティブ評価益	—	1,188
為替差益	2,567	—
その他	2,765	2,012
営業外収益合計	8,429	6,096
営業外費用		
支払利息	3,138	4,065
為替差損	—	2,216
その他	5,364	3,755
営業外費用合計	8,502	10,036
経常利益	12,603	46,615
特別利益		
投資有価証券売却益	—	1,233
負ののれん発生益	※2 13,328	—
段階取得に係る差益	※3 6,564	—
その他	3,847	748
特別利益合計	23,739	1,981
特別損失		
投資有価証券評価損	—	4,316
関係会社整理損	12,500	—
その他	7,155	4,651
特別損失合計	19,655	8,967
税金等調整前四半期純利益	16,687	39,629
法人税、住民税及び事業税	8,318	10,049
法人税等調整額	△11,037	△954
法人税等合計	△2,719	9,095
少数株主損益調整前四半期純利益	19,406	30,534
少数株主利益	5,214	11,015
四半期純利益	14,192	19,519

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△2,069	93,889
減価償却費	56,149	71,772
のれん償却額	3,967	6,200
受取利息及び受取配当金	△3,510	△3,516
持分法による投資損益(△は益)	△3,084	△6,188
為替差損益(△は益)	△211	4,411
支払利息	6,669	8,269
売上債権の増減額(△は増加)	23,324	8,863
たな卸資産の増減額(△は増加)	69,461	△5,637
仕入債務の増減額(△は減少)	△90,988	9,393
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△2,623	△9,258
その他	△20,706	△14,474
小計	36,379	163,724
利息及び配当金の受取額	4,484	5,465
利息の支払額	△6,642	△8,264
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△14,128	△16,847
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,093	144,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△8,845
定期預金の払戻による収入	—	9,121
有価証券の取得による支出	△29,480	△38,918
有価証券の売却及び償還による収入	15,134	43,023
有形固定資産の取得による支出	△54,998	△50,686
有形固定資産の売却による収入	768	2,508
投資有価証券の取得による支出	△28,776	△29,880
投資有価証券の売却及び償還による収入	6,526	7,466
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△17,937	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	9,248	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△94
貸付けによる支出	△12,764	△925
貸付金の回収による収入	20,685	1,810
その他	△924	△5,292
投資活動によるキャッシュ・フロー	△92,518	△70,712

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△20,985	△80,463
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△37,000	△35,000
長期借入れによる収入	32,870	148,139
長期借入金の返済による支出	△16,188	△64,672
社債の発行による収入	39,779	—
社債の償還による支出	△20,000	△20,000
配当金の支払額	△5,506	△5,491
少数株主への配当金の支払額	△4,637	△5,755
その他	△536	857
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,203	△62,385
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,298	△7,101
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△103,330	3,880
現金及び現金同等物の期首残高	226,410	112,591
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,071	774
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 124,151	※1 117,245

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更 連結子会社の数 344社 (増加 8社) ・新規設立による増加：MRC-SGLプレカーサー(株) 他2社 ・重要性が増したことによる増加：(株)越菱 他4社 (減少 9社) ・合併消滅による減少：ジャパンエポキシレジン(株)、フューチャー・グラフィックス・イメージング社 他1社 ・清算終了による減少：ポリハイ ソリジュール エンジニアリングプラスチックス(上海)社 他3社 ・株式売却による減少：太洋尼龍社 他1社</p>
2	<p>持分法適用の範囲に関する事項の変更 (1) 持分法適用の非連結子会社数 13社 (減少 5社) ・合併消滅による減少：興栄商事(株) ・清算終了による減少：菱化マリン(株) ・重要性が増したことによる連結子会社への変更：(株)越菱 他2社 (2) 持分法適用の関連会社数 59社 (増加 2社) ・新規設立による増加：青島菱達化成社 ・株式取得による増加：ソリジュール インダストリア イ コメルシオ ジ プラスティコス インダストリアイス社 (減少 1社) ・株式売却による減少：サントミック(株)</p>
3	<p>会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は91百万円減少し、経常利益は157百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,692百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更 従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法、また、海外連結子会社は、主として定額法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より、主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社(平成22年3月30日付で連結子会社となった三菱レイヨン(株)及び同社の子会社を除く)について、定額法に変更いたしました。 前中期経営計画「革進-Phase 2」(平成20年3月に終了)に基づき投資を決定したケミカルズ及びポリマーズセグメントの大型案件のうち、海外についてはここ数年において稼働を開始し、国内についても当連結会計年度より年間を通じて本格稼働を迎え、大型投資が一巡いたしました。現在進行中の中期経営計画「APTSIS 10」では、両セグメントについて、海外では強力なパートナーとの戦略的提携を含めた事業の補強・拡大を進める一方、国内では設備投資を抑制し、不採算誘導品事業からの撤退など構造改革を行っております。 このような国内における両セグメントの設備投資状況の変化を契機として、減価償却方法の見直しを検討いたしました。その結果、事業の特性から稼働率が安定的であること、また、今般の事業環境に対応した設備投資状況の変化を踏まえ、主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社については、減価償却方法を定額法に変更することがより合理的な費用配分方法であると判断いたしました。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ7,454百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報等)に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1	<p>特別利益のうち投資有価証券売却益</p> <p>前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第2四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」は2,474百万円であります。</p>
2	<p>特別利益のうち事業譲渡益</p> <p>前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、特別利益の「その他」に含めていた「事業譲渡益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第2四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「事業譲渡益」は2,927百万円であります。</p>
3	<p>特別利益のうち負ののれん発生益</p> <p>前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、区分掲記していた特別利益の「負ののれん発生益」は、その金額が特別利益総額の100分の20以下であるため、当第2四半期連結累計期間では特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当第2四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「負ののれん発生益」は14百万円であります。</p>
4	<p>特別損失のうち投資有価証券評価損</p> <p>前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は501百万円あります。</p>
5	<p>投資活動によるキャッシュ・フローのうち定期預金の預入による支出</p> <p>前第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「定期預金の預入による支出」は、重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間では「定期預金の預入による支出」として区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第2四半期連結累計期間の「定期預金の預入による支出」は、861百万円あります。</p>
6	<p>投資活動によるキャッシュ・フローのうち定期預金の払戻による収入</p> <p>前第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「定期預金の払戻による収入」は、重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間では「定期預金の払戻による収入」として区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第2四半期連結累計期間の「定期預金の払戻による収入」は、821百万円あります。</p>

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

1 特別利益のうち投資有価証券売却益

前第2四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することといたしました。

なお、前第2四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」は277百万円です。

2 特別利益のうち負ののれん発生益

前第2四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書において、区分掲記していた特別利益の「負ののれん発生益」は、その金額が特別利益総額の100分の20以下であるため、当第2四半期連結会計期間では特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「負ののれん発生益」は14百万円です。

3 特別損失のうち投資有価証券評価損

前第2四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することといたしました。

なお、前第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は224百万円です。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニング又は、経営環境等或いは一時差異等の発生状況に著しい変化がある場合は、その影響を加味したものを利用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)				前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			
<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 2,522,761百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額27,691百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p>				<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 2,518,220百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額27,010百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p>			
会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)	会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)
鹿島アロマティックス㈱	3,131	—	—	鹿島アロマティックス㈱	3,629	—	—
長生堂製薬㈱	3,436	—	—	長生堂製薬㈱	3,834	—	—
大山MMA社	4,900	—	—	大山MMA社	4,900	—	—
日本アサハンアルミニウム㈱	1,532	—	—	日本アサハンアルミニウム㈱	2,085	—	—
日本ユニペット㈱	2,022	—	—	日本ユニペット㈱	2,735	—	—
従業員(住宅用等)	1,466	530	—	従業員(住宅用)	1,565	543	—
その他	2,364	413	17	その他	2,348	472	106
合計	(18,361) 18,851	(943) 943	(17) 17	合計	(20,460) 21,096	(1,015) 1,015	(53) 106
<p>合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。</p> <p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(アメリカ)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万レアル(日本円換算18,582百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(アメリカ)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>				<p>合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。</p> <p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(アメリカ)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万レアル(日本円換算19,607百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(アメリカ)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>			
※4 受取手形割引高		40百万円		※4 受取手形裏書譲渡高		48百万円	
受取手形裏書譲渡高		44					

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 労務費 50,874百万円 研究開発費 69,790百万円 (注) 労務費には賞与引当金繰入額9,824百万円が含まれております。	※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 労務費 63,323百万円 研究開発費 64,339百万円 (注) 労務費には賞与引当金繰入額10,804百万円が含まれております。
※2 株式の追加取得により大陽日酸㈱を持分法適用関連会社としたこと等に伴うものであります。	
※3 株式の追加取得により日本合成化学工業㈱を連結子会社としたことに伴うものであります。	

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 労務費 24,888百万円 研究開発費 41,663百万円 (注) 労務費には賞与引当金繰入額4,724百万円が含まれております。	※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 労務費 32,122百万円 研究開発費 32,969百万円 (注) 労務費には賞与引当金繰入額5,445百万円が含まれております。
※2 株式の追加取得により大陽日酸㈱を持分法適用関連会社としたこと等に伴うものであります。	
※3 株式の追加取得により日本合成化学工業㈱を連結子会社としたことに伴うものであります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日)
現金及び預金勘定 83,775百万円 預入期間が3カ月を超える定期預金 △1,624 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 42,000 現金及び現金同等物 124,151百万円	現金及び預金勘定 103,154百万円 預入期間が3カ月を超える定期預金 △9,909 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 24,000 現金及び現金同等物 117,245百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,506,288

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	131,419

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第2四半期連結 会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	700
連結子会社	—	—
合計		700

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	5,506	4	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	6,883	5	平成22年9月30日	平成22年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円)	デザインド・マテリアルズ (百万円)	ヘルスケア (百万円)	ケミカルズ (百万円)	ポリマーズ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する 売上高	73,564	61,916	123,042	197,511	102,284	37,789	596,106	—	596,106
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	892	3,158	193	32,254	14,260	38,490	89,247	(89,247)	—
計	74,456	65,074	123,235	229,765	116,544	76,279	685,353	(89,247)	596,106
営業利益	1,312	2,403	6,952	552	2,163	2,326	15,708	(3,032)	12,676

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円)	デザインド・マテリアルズ (百万円)	ヘルスケア (百万円)	ケミカルズ (百万円)	ポリマーズ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する 売上高	140,318	119,270	249,623	371,794	194,344	70,458	1,145,807	—	1,145,807
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,657	5,503	393	56,611	25,918	73,832	163,914	(163,914)	—
計	141,975	124,773	250,016	428,405	220,262	144,290	1,309,721	(163,914)	1,145,807
営業利益又は営業損失(△)	391	1,587	32,125	△2,352	△25,941	2,621	8,431	(6,360)	2,071

(注) 1 事業区分は、主に内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
エレクトロニクス・アプリケーションズ	記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品
デザインド・マテリアルズ	食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材
ヘルスケア	医薬品、診断製品、臨床検査
ケミカルズ	基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料
ポリマーズ	合成樹脂
その他	エンジニアリング、運送及び倉庫業

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	501,798	62,035	32,273	596,106	—	596,106
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,893	5,292	1,449	14,634	(14,634)	—
計	509,691	67,327	33,722	610,740	(14,634)	596,106
営業利益又は営業損失(△)	9,391	6,224	△196	15,419	(2,743)	12,676

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	975,785	105,848	64,174	1,145,807	—	1,145,807
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	15,148	8,897	2,997	27,042	(27,042)	—
計	990,933	114,745	67,171	1,172,849	(27,042)	1,145,807
営業利益又は営業損失(△)	△2,441	9,687	407	7,653	(5,582)	2,071

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	107,725	35,169	142,894
II 連結売上高 (百万円)			596,106
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	18.0	5.8	23.9

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	198,792	72,586	271,378
II 連結売上高 (百万円)			1,145,807
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	17.3	6.3	23.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは純粋持株会社制を導入しており、純粋持株会社である当社のもと、基幹事業会社である三菱化学㈱、田辺三菱製薬㈱、三菱樹脂㈱及び三菱レイヨン㈱の4社を中心に事業活動を行っております。当社は、グループの経営を統括する立場から、各社の事業を製品別に区分し、その区分に基づいたポートフォリオマネジメントを行っております。したがって、当社のセグメントは、製品別の事業区分により構成されており、「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」及び「ポリマーズ」の5つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品は以下の通りであります。

報告セグメント	主要な製品
エレクトロニクス・アプリケーションズ	記録材料、電子関連製品、情報機材
デザインド・マテリアルズ	食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材、無機化学品、化学繊維
ヘルスケア	医薬品、診断製品、臨床検査
ケミカルズ	基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品
ポリマーズ	合成樹脂

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	エレクトロニクス・アプリケーションズ	デザインド・マテリアルズ	ヘルスケア	ケミカルズ	ポリマーズ	計				
売上高										
外部顧客への売上高	80,561	326,837	251,818	435,249	362,730	1,457,195	107,463	1,564,658	—	1,564,658
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,034	11,506	1,012	73,660	40,087	128,299	71,432	199,731	△199,731	—
計	82,595	338,343	252,830	508,909	402,817	1,585,494	178,895	1,764,389	△199,731	1,564,658
セグメント利益	3,247	20,815	44,623	21,891	24,288	114,864	597	115,461	△4,068	111,393

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものはエンジニアリング、運送及び倉庫業であります。

2 セグメント利益の調整額△4,068百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,298百万円及びセグメント間消去取引230百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費等であります。

3 セグメント利益の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「3 会計処理基準に関する事項の変更 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更」に記載の通り、主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社(平成22年3月30日付で連結子会社となった三菱レイヨン㈱及び同社の子会社を除く)は減価償却の方法を定率法から定額法に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益がケミカルズセグメントで3,760百万円、ポリマーズセグメントで2,150百万円、それ以外で1,544百万円多く計上されております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	エレクトロニクス・アプリケーションズ	デザイン・マテリアルズ	ヘルスケア	ケミカルズ	ポリマーズ	計				
売上高										
外部顧客への売上高	36,578	165,082	119,660	227,962	182,940	732,222	56,272	788,494	—	788,494
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,002	6,638	491	40,042	20,006	68,179	37,398	105,577	△105,577	—
計	37,580	171,720	120,151	268,004	202,946	800,401	93,670	894,071	△105,577	788,494
セグメント利益	330	10,903	15,605	9,833	14,883	51,554	988	52,542	△1,987	50,555

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものはエンジニアリング、運送及び倉庫業であります。

2 セグメント利益の調整額△1,987百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,121百万円及びセグメント間消去取引134百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費等であります。

3 セグメント利益の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

なお、前年同四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)において改正後の報告セグメントによった場合のセグメント情報は次の通りであります。

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	エレクトロニクス・アプリケーションズ	デザイン・マテリアルズ	ヘルスケア	ケミカルズ	ポリマーズ	計				
売上高										
外部顧客への売上高	78,521	181,067	249,623	371,794	194,344	1,075,349	70,458	1,145,807	—	1,145,807
セグメント間の内部売上高又は振替高	595	6,635	393	56,611	25,918	90,152	73,832	163,984	△163,984	—
計	79,116	187,702	250,016	428,405	220,262	1,165,501	144,290	1,309,791	△163,984	1,145,807
セグメント利益又は損失(△)	△2,532	2,891	31,886	△2,552	△26,418	3,275	2,621	5,896	△3,825	2,071

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものはエンジニアリング、運送及び倉庫業であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△3,825百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,677百万円及びセグメント間消去取引△148百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費等であります。

3 セグメント利益又は損失の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

1 当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費の株式報酬費用 83百万円

2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

		平成22年 ストックオプション		
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 3名	当社執行役員 1名 当社退任取締役 1名	三菱化学(株)取締役 4名 三菱化学(株)執行役員 12名 三菱化学(株)退任執行役員 4名	
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 44,700株	普通株式 20,500株	普通株式 144,450株	
付与日	平成22年9月14日	平成22年9月14日	平成22年9月15日	
権利確定条件	権利行使の条件は次の通りです。 原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使することができるものとします。 また、平成41年9月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成41年9月14日より行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。	権利行使の条件は次の通りです。 原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使することができるものとします。 また、平成41年9月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成41年9月14日より行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。	権利行使の条件は次の通りです。 原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使することができるものとします。 また、平成41年9月14日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成41年9月15日より行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。	
対象勤務期間	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで			
権利行使期間	平成22年9月15日から 平成42年9月14日まで	平成22年9月15日から 平成42年9月14日まで	平成22年9月16日から 平成42年9月15日まで	
権利行使価格 (円)	1	1	1	
付与日における 公正な評価単価 (円)	396	396	396	

(1株当り情報)

1 1株当り純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当り純資産額	505円 22銭	1株当り純資産額	490円 99銭

(注) 1株当り純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	1,067,132	1,032,865
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	372,507	359,291
(うち新株予約権)	(700)	(653)
(うち少数株主持分)	(371,807)	(358,638)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額 (百万円)	694,625	673,574
1株当りの純資産額の算定に用いられた四半期連 結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数 (千株)	1,374,869	1,371,861

2 1株当り四半期純利益等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当り四半期純損失(△) △1円 86銭 なお、潜在株式調整後1株当り四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当り四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当り四半期純利益 32円 04銭 潜在株式調整後1株当り四半期純利益 29円 48銭

(注) 1株当り四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(1) 1株当り四半期純利益又は四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△2,567	43,976
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	△2,567	43,976
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,376,295	1,372,336
(2) 潜在株式調整後1株当り四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	△26
(うち受取利息(税額相当額控除後))	—	(△26)
普通株式増加数 (千株)	—	118,472
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当り四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当り四半期純利益 10円 31銭	1株当り四半期純利益 14円 21銭
潜在株式調整後1株当り四半期純利益 9円 48銭	潜在株式調整後1株当り四半期純利益 13円 07銭

(注) 1株当り四半期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(1) 1株当り四半期純利益		
四半期純利益 (百万円)	14,192	19,519
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	14,192	19,519
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,376,338	1,372,831
(2) 潜在株式調整後1株当り四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	△13	△13
(うち受取利息(税額相当額控除後))	(△13)	(△13)
普通株式増加数 (千株)	118,452	118,498
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当り四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
1 三菱レイヨン(株)との株式交換	
<p>当社及び当社連結子会社の三菱レイヨン(株)は、平成22年10月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、三菱レイヨン(株)を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施しました。本株式交換の目的、その概要は以下の通りであります。</p> <p>(1)三菱レイヨン(株)の概要、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要</p> <p>①三菱レイヨン(株)の概要(平成22年9月30日現在)</p>	
商号	三菱レイヨン(株)
本店所在地	東京都港区港南一丁目6番41号
資本金	53,229百万円
発行済株式総数	599,997千株
純資産	175,411百万円(連結)
総資産	549,243百万円(連結)
売上高(平成22年9月期)	231,809百万円(連結)
四半期純利益(平成22年9月期)	7,724百万円(連結)
主な事業内容	化成品・樹脂事業、アクリロニトリル及び誘導品事業、炭素繊維・複合材料事業、繊維事業、その他
代表者	取締役社長 鎌原 正直
従業員数	8,478名(連結)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

②企業結合の法的形式

共通支配下の取引(株式交換による三菱レイヨン㈱の完全子会社化)

③結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更ありません。

④取引の目的を含む取引の概要

当社は、平成22年2月から同3月にかけて三菱レイヨン㈱の発行済株式のすべてを対象とする公開買付けにより、同社の発行済株式の74.5%を取得し同年3月に同社を連結子会社としましたが、その発行済株式のすべてを取得することができなかつたため、当初計画通り、本株式交換により同年10月1日に三菱レイヨン㈱を当社の完全子会社としました。

なお、三菱レイヨン㈱の株式は平成22年9月28日に上場廃止となりました。また、本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認決議を経ずに行われております。

当社と三菱レイヨン㈱との経営統合は、当社を純粋持株会社とする企業グループに三菱レイヨン㈱が新たに基幹事業会社として加わることにより、両社の経営資源を一体化し、企業規模の拡大と強固な事業基盤の確立を図るとともに事業競争力と開発力を強化し、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなることを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しました。

(3)子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価

取得原価 41,268百万円

なお、取得に直接要した費用はありません。

②株式の種類別の交換比率、その算定方法及び交付株式数

(イ)株式の種類及び交換比率

株式の種類 普通株式

交換比率 三菱レイヨン㈱1株:当社0.80株

(ロ)交換比率の算定方法

株式交換比率の算定にあたって、当社は三菱UFJ証券㈱(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)を、三菱レイヨン㈱はみずほ証券㈱及びJPモルガン証券㈱を第三者算定機関として選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。

三菱UFJ証券㈱は、当社については市場株価平均法を使用し、三菱レイヨン㈱の株式価値については公開買付けにおける公開買付け価格と同一として算定しております。みずほ証券㈱は、当社については市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунティド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を使用し、三菱レイヨン㈱の株式価値については公開買付けにおける公開買付け価格と同一として算定しております。JPモルガン証券㈱は、当社については市場株価平均法、類似企業比較法及びDCF法を使用し、三菱レイヨン㈱の株式価値については公開買付けにおける公開買付け価格と同一として算定しております。

両社は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた算定結果を参考に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果並びに当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案の上、両社間で協議を重ねた結果、上記の株式交換比率は妥当であるとの判断に至りました。

(ハ)交付株式数

交付株式数 99,681,436株

本株式交換の効力発生日の直前時の三菱レイヨン㈱の株主(当社を除きます。)に対して、上記の交換比率に基づき、当社が保有する自己株式(普通株式)を割当交付しました。なお、三菱レイヨン㈱は本株式交換に先立ち、同社が保有していた自己株式を消却しております。

③発生したのれんの金額、発生原因並びに償却方法及び償却期間

(イ)のれん金額 13,694百万円(暫定値)

(ロ)発生原因

被取得企業にかかる当社の持分額と取得原価の差額により、発生したものであります。

(ハ)償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

2 【その他】

(1) 中間配当の決議

第6期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）中間配当については、平成22年11月2日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、以下の通り中間配当を行うことを決議いたしました。

①配当金の金額	6,883百万円
②1株当りの金額	5円
③支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

各社債の詳細は以下の通りであります。

名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	当第2四半期会計期間 末日現在の未償還額 (百万円)	上場金融商品取引所
2011年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19年10月22日	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所
2013年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19年10月22日	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

保証会社である三菱化学㈱の、直近の事業年度に係る書類の提出実績は以下の通りであります。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書】

事業年度 第17期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

平成22年11月11日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三菱化学㈱ 本店(東京都港区芝四丁目14番1号)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木洋二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅村一彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽龍三	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口依里	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(3)に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より企業結合に関する会計基準等を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 洋 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 健 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅村 一 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 依 里 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3(2)に記載されているとおり、第1四半期連結会計期間より主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社について、有形固定資産の償却方法を定率法から定額法に変更している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社の三菱レイヨン株式会社は、平成22年10月1日を効力発生日として、会社を完全親会社、三菱レイヨン株式会社を完全子会社とする株式交換を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月11日

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 小 林 喜 光
取締役社長

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役 吉 村 章太郎
専務執行役員

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表取締役小林喜光及び最高財務責任者吉村章太郎は、当社の第6期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。